平成１７年度試験研究課題設定のための要試験研究問題提案・回答書

（整理番号） ２０６ ※記入不要	提案機関名	畜産課　畜産環境班

要望問題　下水道利用を前提とした浄化技術に関する試験

要望問題の内容　【　背景、内容、対象地域及び規模（面積、数量等）】

背景　県内では古くから家畜用浄化槽の整備事業等が実施されており、浄化槽を所有している畜産農家は他県と比較しても非常に多い状況にあるが、増頭・老朽化等により水質汚濁防止法の規制基準への対応が困難になってきている状況にある。
　都市畜産という本県の利点を生かし、下水道への流入を行う農家も増加しつつあるが、濃度の高い畜舎汚水を下水道法に定める水質基準（BOD600ppm など）まで希釈するには膨大な希釈水が必要になることから、金額的な折り合いがつかず利用をあきらめる場合も多い。

内容　従来の浄化槽は公共水域への放流を目的としているため、その放流基準を満たすための施設規模が必要であったが、目標を下水道に変更することで、到達目標を引き下げることが可能であるため、その処理方法について検討願いたい。（既存施設の改修方法も含めて）

対象地域　県下全域

解決希望年限	①１年以内　②２～３年以内　③４～５年以内　④５～１０年以内
研究対応区分	①研究所対応　②委託研究　③共同研究　④その他
対応を希望する研究機関名	①農業総合研究所（ ②根府川試験場　③三浦試験場　④津久井試験場 ） ⑤畜産研究所　⑥水産総合研究所（ ⑦内水面試験場　⑧相模湾試験場 ） ⑨自然環境保全センター

※　ここから下の欄は、回答者が記入してください。

回答機関名	畜産研究所
部　署：企画経営部	
対応区分	①実施 ②実施中 ③継続検討 ④実施済 ⑤調査指導対応 ⑥現地対応 ⑦実施不可
試験研究課題名	（①、②、④の場合）

対応の内容等

畜舎排水には BOD や SS の汚濁成分が高濃度に含まれていますので、公共下水に放流するにしても条例等で定められた水質基準（BOD600mg/　未満など　を満たすまで浄化処理するか水で希釈する必要があります。
公共下水への放流は河川放流に比べて水質基準が緩やかであることから、河川放流が可能な畜舎汚水処理施設の排水はそのまま公共下水に放流できると思われます。また、処理施設を設置する場合には、おが屑や土壌を利用した簡易な畜舎汚水処理施設が利用できると考えますので、「簡易ふん尿処理施設の事例集」（畜産環境整備機構）を参考にしてください。
水で希釈して放流する場合には、下水道料金を低く抑えるため畜舎排水中の汚濁成分を少なくし希釈水量を減らすことが重要ですので、畜舎でのふん尿分離や汚水の固液分離などの技術的な情報を提供いたします。
なお、畜舎排水の公共下水への放流は、下水道を所管する各市町村で対応が異なっていますので、事例ごとに対応をお願いするとともに、当所では県内外での事例報告の情報を提供いたします。

解決予定年限	①１年以内　②２～３年以内　③４～５年以内　④５～１０年以内
備　考	